

第3期長浜市定住自立圏共生ビジョンの 事業進捗及び変更について

1. 定住自立圏構想の概要
2. 第3期長浜市定住自立圏共生ビジョンの概要
3. ビジョンの変更について

1. 定住自立圏構想の概要
2. 第3期長浜市定住自立圏共生ビジョンの概要
3. ビジョンの変更について

「定住自立圏構想」の推進

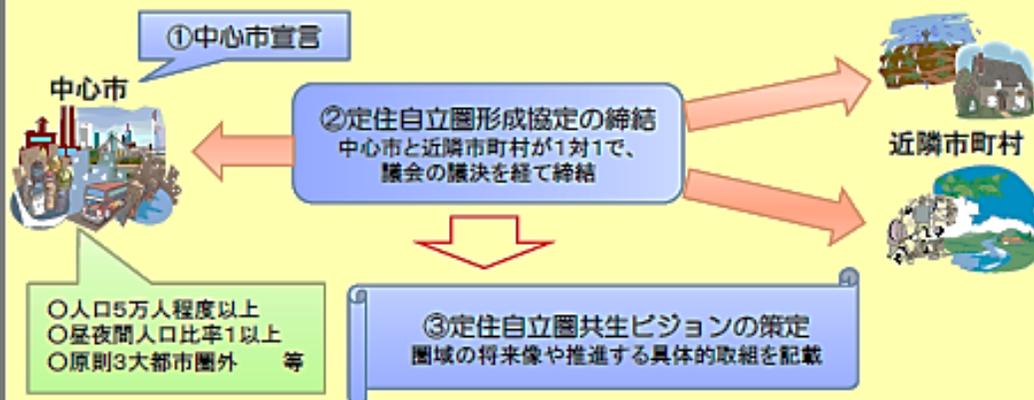
定住自立圏構想の意義

中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、圏域全体として必要な生活機能等を確保する「定住自立圏構想」を推進し、地方圏における定住の受け皿を形成する。

【圏域に求められる役割】

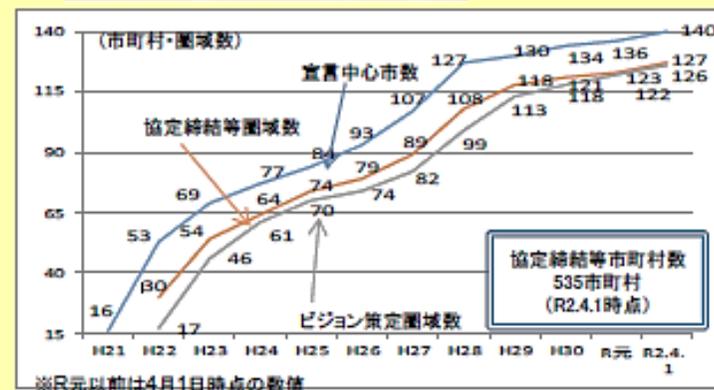
- ①生活機能の強化（休日夜間診療所の運営、病児・病後児保育の実施、消費生活法律相談の実施、地場産業の育成 等）
- ②結びつきやネットワークの強化（デマンドバスの運行、滞在型・体験型観光・グリーンツーリズムの推進、生活道路の整備 等）
- ③圏域マネジメント能力の強化（合同研修の実施や職員の人事交流、外部専門家の招へい 等）

圏域形成に向けた手続



定住自立圏構想への取組状況

KPI: 2024年 140圏域(R2.4.1現在 127圏域)



定住自立圏に取り組む市町村に対する支援

特別交付税

- ・包括的財政措置(平成26年度から大幅に拡充)
(中心市 4,000万円程度→8,500万円程度)
(近隣市町村 1,000万円→1,500万円)
- ・外部人材の活用にあつた経費に対する財政措置
- ・地域医療の確保にあつた経費に対する財政措置 等

地方債

- ・地域活性化事業債を充当※ (充当率90%、交付税算入率30%)
- ※医療・福祉、産業振興、公共交通の3分野に限る

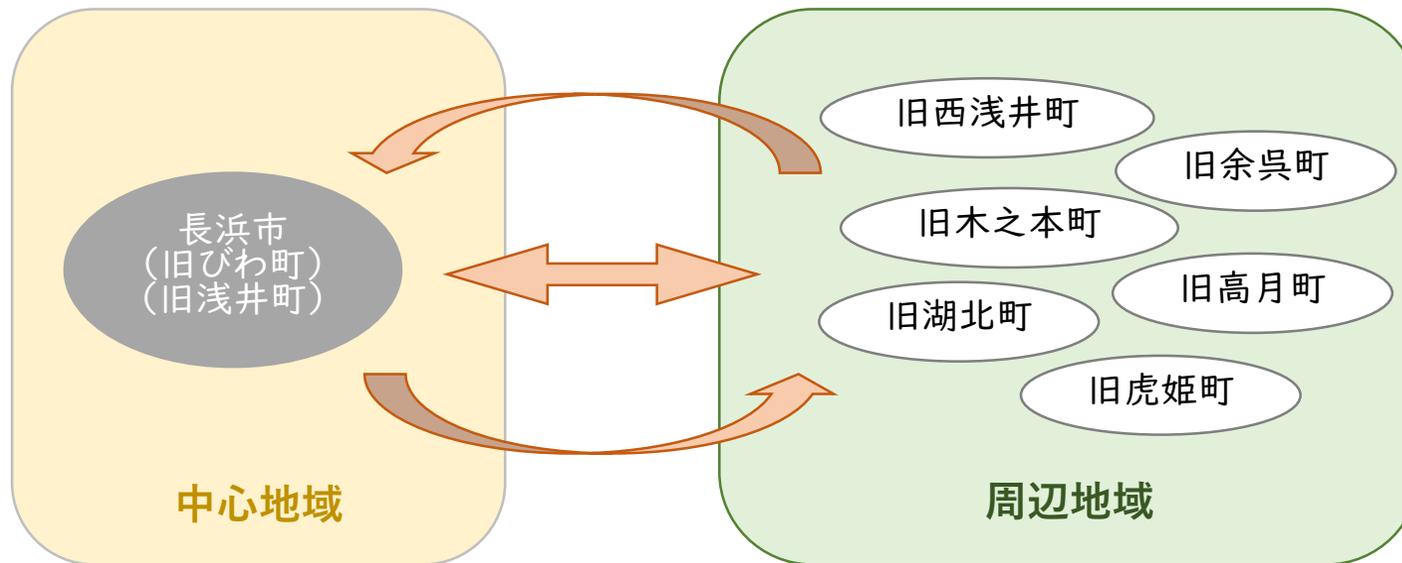
各省による支援策

- ・地域公共交通の確保や教育環境の整備支援など、定住自立圏構想推進のための関係各省による事業の優先採択

1. 定住自立圏構想の概要
2. 第3期長浜市定住自立圏共生ビジョンの概要
3. ビジョンの変更について

❖ 長浜市定住自立圏共生ビジョンの策定

地域住民の生活を支え高次な都市機能を充実させていく中心地域と、生活を守る上で必要不可欠な地域交通の維持確保や食糧の供給機能など、生活機能の充実が求められる周辺地域が、それぞれ担うべき機能を分担しつつ、同時に有機的に連携することによって、地域に「定住」するために必要な諸機能を確保し、「自立」するための経済基盤を培い、圏域全体としての魅力を高めるため、平成23年から長浜市定住自立圏共生ビジョンを策定し、取組を進めてきました。



#これまでの経過

平成22年	1月1日	…	1市6町合併
	11月29日	…	中心市宣言
平成23年	9月22日	…	定住自立圏形成方針を策定
	11月25日	…	長浜市定住自立圏共生ビジョン(第1期)を策定
平成24年～平成27年		…	毎年度、ビジョンを変更
平成28年	3月25日	…	長浜市定住自立圏共生ビジョン(第2期)を策定
平成29年～令和2年		…	毎年度、ビジョンを変更
令和3年	3月17日	…	長浜市定住自立圏共生ビジョン(第3期)を策定
令和4年		…	ビジョンを変更
令和5年		…	ビジョンを変更

#第3期ビジョン

多様な自然、文化、ライフスタイルを有する地域特性と、商業やモノづくりの盛んな地として地域活力の創出を図ってきた産業特性を踏まえるとともに、新型コロナウイルス感染症により顕在化した課題を解決する情報ツールを充実することにより、今後も引続き、圏域全体の一体感の醸成と住民と行政の協働による様々な取組の推進、さらには、新たな成長戦略の展開や農林水産業の振興、地域文化を活かした観光産業の振興などを図ることができるよう第3期ビジョンを策定し、圏域全体の均衡ある発展を目指します。

ビジョン期間：令和3年度から令和7年度まで

❖ 政策骨子

生活機能の強化	ア 医療	(ア) 地域医療体制の充実
	イ 福祉	(ア) 子育て支援体制の充実 (イ) しょうがい者児・高齢者福祉サービスの充実
	ウ 教育	(ア) 高等教育機関との連携、知的資源の活用 (イ) 教育環境の整備、充実
	エ 産業振興	(ア) インキュベーション施設等を活用した新たな地域産業の創出 (イ) 企業立地及び既存産業支援による雇用の創出 (ウ) 中心市街地の整備及び商業の振興 (エ) 宿泊滞在型観光の推進 (オ) 農林水産業の振興及び地場産品の流通拡大
	オ 防災体制の整備	(ア) 防災体制の整備
結びつきやネットワーク強化	ア 地域公共交通	(ア) 持続可能な公共交通の維持確保
	イ 交通インフラの整備	(ア) 生活幹線道路等の整備
	ウ 生産者や消費者当の連携による地産地消	(ア) 圏域内における地場産品の消費推進
圏域マネジメント能力強化	ア 人材育成	(ア) 職員の育成 (イ) 市民活動支援の拡充

1. 定住自立圏構想の概要
2. 第3期長浜市定住自立圏共生ビジョンの概要
3. ビジョンの変更について

定住自立圏共生ビジョンは毎年度所要の変更を行うものと定義しており、令和5年度事業に係る各分野別計画の変更や、個別事業の内容変更に伴い、[参考]03_第3期長浜市定住自立圏共生ビジョン(変更案)のとおり変更します。

【ピックアップ】

●事業に係る計画・方針等の変更による一部変更又は事業完了に伴うもの【2事業】

【政策分野】(1)生活機能の強化／イ 福祉／(イ)しょうがい者(児)・高齢者福祉サービスの充実
 ・地域包括支援センター運営事業 **8ページ**

変更前	事業概要	高齢者やその家族の相談に応じて必要な情報提供やサービスの調整を行うとともに、高齢者の虐待や権利擁護に関する相談を実施する。また、要支援認定者や総合事業対象者に対する介護予防ケアマネジメントや、地域に住む高齢者の支援体制の整備等の包括的・継続的マネジメントを実施する。地域包括支援センターを5か所設置して、細やかな支援を行う。
	成果	高齢者の生活機能の低下を防ぎ、活動的な高齢者の増加に繋がる。また、介護予防支援により、要介護状態への悪化を防ぎ、介護給付費の削減が図られるとともに、相談窓口の充実により、高齢者の虐待の防止等が図られる。



変更後	事業概要	高齢者やその家族の相談に応じて必要な情報提供やサービスの調整を行うとともに、高齢者の虐待や権利擁護に関する相談を実施する。また、要支援認定者や総合事業対象者に対する介護予防ケアマネジメントや、地域に住む高齢者の支援体制の整備等の包括的・継続的マネジメントを実施する。地域包括支援センターを5か所設置して、細やかな支援を行う。
	成果	高齢者にかかる介護や生活全般に関する総合相談窓口であり、地域や関係団体とのネットワークの構築を図り、介護予防、虐待対応等の権利養護、認知症関係の周知啓発など、幅広い業務を行うセンターを充実することで、高齢者の生活機能の低下、介護予防支援による要介護状態への悪化防止等をはじめ、市民生活の向上、安心安全に資することができる。

【政策分野】(1)生活機能の強化／イ 福祉／(イ)しょうがい者(児)・高齢者福祉サービスの充実
 ・特別支援教育推進事業 **10ページ**

変更前	事業概要	学校全体のインクルーシブ教育システム構築に向けて、合理的配慮支援員の配置を行うとともに、発達障害を含む障害に関する専門的知識や経験を持った巡回相談員を各校へ派遣する。
	成果	合理的配慮支援員の配置により、校内の特別支援教育をより充実させ、必要な環境整備や合理的配慮を行い、共に学ぶ体制作りが期待できる。また、巡回相談員の派遣により、各校での事例検討や授業改善をすることができ、特別支援教育に関するより確かな知識と指導力を身につけることができる。



変更後	事業概要	学校全体のインクルーシブ教育システム構築に向けて、合理的配慮支援員の配置を行うとともに、発達障害を含む障害に関する専門的知識や経験を持った 委嘱医 を各校・園へ派遣し、 特別支援の視点でスーパーバイズできる専門家による助言を仰ぐことにより、各校園での特別支援教育の推進を図る。
	成果	総合育成支援員 の配置により、校内の特別支援教育をより充実させ、必要な環境整備や合理的配慮を行い、共に学ぶ体制作りが期待できる。また、 学校園への相談事業や特別支援の視点による授業改善研修等によって、各校・園での事例検討や授業改善をすることができ、特別支援教育に関するより確かな知識と指導力を身につけることができる。

#令和5年度事業実績及び令和6年度事業見込み

「[参考]02_第3期共生ビジョン掲載事業一覧」のとおり